

令和4年度 課長方針 検証

部課	健康福祉部 福祉総務課	課長	國井 信太郎
----	-------------	----	--------

課の運営方針
<p>地域福祉及び障害者福祉の増進のために</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接遇の更なる向上(こちらからお声掛けをする。挨拶を徹底する。)に努める。 ・お互いに声を掛け合い、気持ちよく働ける職場環境を全員でつくる。 ・プロとして、事業目標の達成に向け、計画を立てるとともに、常に事務の改善を心掛ける。 ・情報及び課題の見える化を進め、課全体で助け合い、育て合える体制を整える。 ・市民の信頼に応えられるよう、業務に関する技術、知識等の向上を目指し、日々自己研鑽に努める。

達成状況

- ◎…目標どおり、事業を進めている
- …目標をおおむね達成し、事業を進めている
- △…事業を一部進めているが、目標の達成には至っていない。
- ×…事業の実施に向け検討中。未達成。

主要事業			令和4年度主要事業の検証	
事業名	事業内容	目標	達成状況	取組み内容
民生委員・児童委員協議会等の活動の支援	民生委員・児童委員協議会、保護司会(蕨支部)、赤十字奉仕団及び遺族会の活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の大きな担い手である民生委員・児童委員協議会等の活動を支援することにより、地域福祉の推進を図る。 ・特に今年度は、民生委員等の一斉改選があるため、民生委員・児童委員、主任児童委員、町会等の関係者の御協力を基に円滑な一斉改選を実施できるよう事務局として注力する。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍のため、人と接触する活動を控えつつ、必要な活動や会議を実施した。 ・一斉改選については、一部欠員が生じる状況が続くが、事務を遺漏なく遂行した。
蕨・戸田地区保護司会の事務局事務	蕨・戸田地区保護司会の事務局は、4年ごとに蕨市と戸田市で持ち回っており、令和3年度から6年度までは蕨市が担当する。蕨・戸田地区の会議や行事の開催、所属保護司との連絡、さいたま保護観察所との調整等を行う。	蕨・戸田地区保護司会として更生保護活動や犯罪予防活動などを進めていけるよう支援する。ボリュームの大きな事務となるため、主担当者を中心に協力体制を組み、事務に遺漏のないよう努める。	◎	コロナ禍ではあったが、必要な会議、事務連絡等について、戸田市の事務局(福祉保健センター)との連携の下、遺漏なく実施した。

<p>特別給付金の請求受付事務</p>	<p>国が実施する戦没者等の遺族に対する「第十一回特別弔慰金」の支給に伴う請求書の受付事務を、請求者の居住地を管轄する市区町村が行う。(請求期間 令和2年度～4年度)</p>	<p>請求者の高齢化が進んでいる上、必要書類の確認手順の多い事務のため、円滑な対応に努める。</p>	<p>◎</p>	<p>・第十回以前の支給データの利用や提出書類の一部簡素化などの手続の改善により、丁寧かつ円滑な対応ができた。 ・申請受付件数は、令和5年3月3日現在で172件。</p>
<p>戦没者追悼事業</p>	<p>戦没者を追悼し、恒久平和を願うため、隔年で戦没者追悼式を挙げるほか、遺族会の活動等を支援する。</p>	<p>先の大戦で尊い命を落とされた戦没者の方々のご冥福を祈る大切さと、平和の尊さを後世に伝えることにより、平和な社会を実現していく。</p>	<p>◎</p>	<p>令和4年10月26日に蕨市民会館コンクレレホールにて、時間の短縮、規模の縮小などのコロナ感染対策を施し挙行。参列者数は110名</p>
<p>住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円を給付する。</p>	<p>① 基準日(令和3年12月10日)において蕨市に住民登録があり、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯(住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。)に対しては、確認書を送付し、返送してもらう方法を基本として給付を進める。 ② ①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯(家計急変世帯)については、広報蕨や市ホームページなどで申請を呼びかけ、給付を進める。</p>	<p>◎</p>	<p>広報紙やホームページでの周知を行い、該当となる方への適切な支給を行った。</p>
<p>社会福祉協議会補助事業</p>	<p>社会福祉法の規定により、地域福祉の推進に大きな役割を担う社会福祉協議会への補助</p>	<p>地域福祉の一翼を担う社会福祉協議会の法人運営や松原会館等の運営に対する補助を行うことで、地域福祉の推進を図る。</p>	<p>◎</p>	<p>法人全体の経営状況を把握し、地域福祉の推進役として主体的な取組を実施できるよう、支援、助言等を行った。また、新型コロナウイルス感染症対策について随時の情報提供と情報共有を図った。</p>

<p>社会福祉法人の許認可、指導監査等</p>	<p>社会福祉法人制度改革に伴い、平成25年4月1日から改正社会福祉法が施行され、主たる事務所が蕨市の区域内にある社会福祉法人であって、その行う事業が当該市の区域を越えない社会福祉法人の所轄庁が蕨市となったことを受け、その事務を処理する。</p>	<p>社会福祉法の規定に則り、社会福祉法人の指導監査の適切な実施を図る。</p>	<p>◎</p>	<p>設立の申請がなかったため許認可事務は無し。指導監査については実施年度でないため実績無し。</p>
<p>蕨市手話言語条例施行に伴う事業</p>	<p>令和3年4月1日施行の蕨市手話言語条例の規定により、手話の理解促進・普及、手話を使いやすい環境の整備、手話通訳者の養成等の施策に基づく事業を進める。</p>	<p>手話講習会等の手話を学ぶ機会の充実、テレビ広報番組の制作・放映などの事業の実施により、条例の周知、手話の普及及び聴覚に障害のある方への理解促進に努める。</p>	<p>◎</p>	<p>手話言語条例関連事業として、7月に西小学校において、埼玉県と共同で「手話普及リレーキャンペーン」を開催した。 また、秘書広報課が企画し、蕨市聴覚障害者協会の協力により、テレビ広報ハローわらびの1コーナーとして基礎からやさしく手話を勉強できる「手話を学んで遊ぼう」を月1回放送。</p>
<p>自立支援給付事業</p>	<p>障害者総合支援法の規定に基づき、介護給付、訓練等給付、自立支援医療及び補装具の支給に関し、相談、申請受付、調査、サービス等利用計画の確認、支給決定等を行う。</p>	<p>障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営んでいけるよう自立支援給付事業による支援を行うことにより、福祉の増進を図るとともに、蕨市障害者計画の基本理念である「障害のある人となない人が、地域とともに支え合うまち わらび」の実現を目指す。</p>	<p>◎</p>	<p>法律の規定にのっとり適切に給付事業を実施した。</p>
<p>地域生活支援事業</p>	<p>障害者総合支援法の規定に基づき、市が取り組まなければならない相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、日中一時支援事業等の実施に関し、相談、申請受付、調査、支給決定等を行う。</p>	<p>障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営んでいけるよう地域生活支援事業による支援を行うことにより、福祉の増進を図るとともに、蕨市障害者計画の基本理念である「障害のある人となない人が、地域とともに支え合うまち わらび」の実現を目指す。</p>	<p>◎</p>	<p>法律の規定にのっとり適切に支援事業を実施した。</p>

<p>障害者手当支給事業</p>	<p>障害のある人の経済的支援をするため、特別障害者手当、障害児福祉手当及び在宅重度障害者手当を支給する。</p>	<p>障害のある人の経済的安定を図り、もって福祉の増進を図る。</p>	<p>◎</p>	<p>法律の規定にのっとり対象となる方に適切に手当を支給した。</p>
<p>障害者相談支援事業の充実</p>	<p>障害者相談支援事業の中核的な役割を担う基幹相談支援センタードリーム松原を中心に、各相談支援事業所が、サービス等利用計画の作成や様々なケースの相談に対応できるよう情報の共有と相談支援員の資質の向上を図る。</p>	<p>障害のある人への必要なサービス提供に向け、相談支援体制の強化を図るとともに、高度化・複雑化する相談内容への対応と相談支援事業所の情報共有及び相談支援員の資質の向上を図る。</p>	<p>◎</p>	<p>蕨市地域自立支援協議会の相談支援部会を開催し、相談支援体制の構築、困難事例の検討や調整、相談支援専門員の研修、情報共有等を通じ、相談支援体制の強化と相談支援専門員の情報共有と資質の向上を図った。</p>
<p>障害者入所施設の広域的検討と暮らしの場の確保策の検討</p>	<p>圏域における人口や入所待機者数など、地域の実情を把握し、その必要性を国や県に働きかけるとともに、設置の可能性についても、情報共有や研究を進める。併せて、障害のある人が、可能な限り住みなれた地域で安心して暮らせるよう市内における暮らしの場の確保に努める。</p>	<p>【入所施設】 「障害者入所施設」の整備は、国の方針から非常に難しい状況にあるが、国・県の動向を把握するとともに、同じ南部障害保健福祉圏域である川口市、戸田市と事務協議を行い、情報共有を図りながら、入所施設の設置について、広域的な対応を検討していく。併せて、運営事業者の動向についても把握に努める。 【グループホーム】 当事者団体や関係者等と協力し、重度障害のある方への対応も可能なグループホームの整備について、調査・研究を行う。</p>	<p>○</p>	<p>【入所施設】 ・近隣で入所施設を運営する社会福祉法人二団体(みぬま福祉会、邑元会)と入所施設誘致についての意見交換を行った。 ・戸田市と共同で入所施設に係る施策を推進できないか、戸田市に打診した。</p>

令和4年度 課長方針 検証

部課	健康福祉部 生活支援課	課長	宮原 浩
----	-------------	----	------

課の運営方針	
<p>・憲法に規定する生存権の実現のために、生活保護法に基づき最低限度の生活の保障と自立の促進を図る。生活保護受給に至らない生活困窮者の方には、生活困窮者自立支援法に基づく各種相談業務を通して自立の促進を図る。</p> <p>・業務について年間計画を立て、効率的な業務の遂行に努める。</p> <p>・係内の業務について、定期的にミーティングを実施して情報を共有し、共通認識に基づき業務にあたる。また、課題があれば、課長に対する報告を通して解決にあたる。</p> <p>・生活保護及び生活困窮者に対する業務は、年金や医療、福祉関係の法律等様々な知識を必要とするため、日々の自己研鑽による知識の習得に努め、市民の信頼に応える。</p>	

達成状況

- ◎…目標どおり、事業を進めている
- …目標をおおむね達成し、事業を進めている
- △…事業を一部進めているが、目標の達成には至っていない。
- ×…事業の実施に向け検討中。未達成。

主要事業			令和4年度主要事業の検証	
事業名	事業内容	目標	達成状況	取組み内容
家庭訪問及び指導の充実	訪問計画に基づく被保護世帯への家庭訪問を充実し、必要に応じて指導を実施する。	被保護世帯への家庭訪問や指導を強化し、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、保護の適正化に努める。	○	年間を通じて計画的に生活状況の把握ができるよう、進行管理を徹底した。さらには新型コロナウイルス感染防止を踏まえて電話も含めた訪問調査活動の実施と、組織的に実施状況の確認を行うことにより、計画的に生活状況の把握ができた。また、必要に応じて臨時家庭訪問を実施する等、支障をきたすことはなかった。
課税及び年金等調査の強化	定期的に課税及び年金等の調査を実施する。	被保護世帯への課税及び年金調査等を引き続き徹底することにより、保護の適正化に努める	◎	目標どおり課税及び年金調査等を実施し、組織的に検討を行ない、遅滞なく処分決定、収入申告に繋げることができた。
就労支援及び自立支援の強化	自立相談支援員の活用などにより、被保護者の自立を助長する。	生活保護からの自立及び未就労から就労への転換者の増加を目指す。就労困難な被保護者に対しては、生活の自立を支援する。	○	就労に伴い生活保護を廃止となった件数は34件、目標の40件には至らなかった。前年度27件からは増加した。

生活困窮者に対する自立支援事業	自立相談支援事業・住居確保給付金支給・家計改善支援事業・子どもの学習・生活支援事業等の実施。	複合的で困難な課題を有する生活困窮者に対して速やかに対処し、支援プランを策定する。包括的な支援実施の考えを基に、個々の事情に応じては必要な支援を行なっていく。	◎	住居確保給付金については落ち着いてはきたものの、コロナ禍の収束が見えない中で未だ一定の利用は見込まれる。少なくなったとはいえ、感染状況や社会情勢を注視しながら、申請者の状況を踏まえて速やかに対応した。その他事業においては対面相談が難しい中でも大きな影響を受けずに実施していくことができた。
学習支援の強化	生活保護受給世帯の子どもの学習支援事業等の実施。	学習教室の開催や家庭訪問を実施することで中学生については進学、高校生については進学・就職への支援をする。	◎	中学生については全員(3名)が高校へ進学することができた。高校生については全員が進学や就職をすることができた。
医療扶助の適正化・健康管理支援事業について	被保護者の健康課題の把握、受診行動適正化に向けた指導、助言	被保護者に係るレセプトデータを基に現状の医療・健康等情報を調査・分析し、医療扶助適正化の課題とともに被保護者の健康課題を把握する。さらに指定難病対象者及び受診行動適正化対象者を選定、保健師等による適正受診指導を行う。健康診査については家庭訪問等を通じて受診勧奨を実施することで受診率の向上を目指す。	◎	当初策定した計画どおり、年度当初において被保護者に係るレセプトデータを基に現状の医療・健康等情報を調査・分析し、医療扶助適正化の課題とともに被保護者の健康課題を把握した。その分析結果から指定難病対象者及び頻回受診、重複処方、重複受診の対象者に対し指導を実施、改善することができた。
生活保護制度の周知	生活保護の相談・申請について、より分かりやすく、周知を図る。	相談・申請を考えている方へ周知方法のほか、生活保護制度をより分かりやすくするため、ホームページや「保護のしおり」の見直しを図る。	◎	より一層生活保護制度をわかりやすくするため、「保護のしおり」、ホームページの内容について再検討を年度当初に実施した。その結果従来の内容よりわかりやすくはもとより、柔らかい印象に改めるなど、大幅に見直しを行った。

令和4年度 課長方針 検証

部課	健康福祉部 児童福祉課	課長	福田 望
----	-------------	----	------

課の運営方針
<p>子育て家庭への支援および児童の健全育成を図ることにより、子どもたちの笑顔が輝くまちを目指すため</p> <ul style="list-style-type: none"> ・笑顔で親切・丁寧な対応に努め、公平・公正に業務を遂行する。 ・担当業務について、常に改善の意識を持って正確かつ効率的な遂行に努める。 ・担当業務および関連する業務の知識の向上を図るため、自己研鑽に努める。 ・児童の保育は、生活面、食事面において常に安全に留意して実施するとともに、児童が心身ともに健やかに育つための支援を行う。 ・子育て家庭の幅広い相談に対し、各相談機関が適正に連携し、切れ目のない支援を行う。 ・児童虐待防止のために、各関係機関等との連携を図り、迅速かつ適正に対応する。 ・保育施設等における新型コロナウイルス感染防止対策を行うとともに、新型コロナウイルスの影響を受け困難な状況にある子育て世帯の方への支援を行う。

達成状況

- ◎…目標どおり、事業を進めている
- …目標をおおむね達成し、事業を進めている
- △…事業を一部進めているが、目標の達成には至っていない。
- ×…事業の実施に向け検討中。未達成。

主要事業			令和4年度主要事業の検証	
事業名	事業内容	目標	達成状況	取組み内容
児童手当支給事業	中学校卒業までの児童の養育者に児童手当または特例給付を支給する。	子育て世帯への経済的支援が適切に行えるよう業務を遂行するとともに、制度改正(6月分より特例給付の上限を創設)にも適切に対応する。	◎	該当者に適切に児童手当を支給するとともに、令和4年6月からの制度改正(所得上限限度額)にも適切に対応した。
こども医療費支給事業	中学校卒業までの児童に係る医療費の一部(保険診療分)負担金を支給する。(10月からは入院については高校卒業までに対象拡大)	子育て世帯への経済的支援が適切に行えるよう業務を適切に遂行する。令和4年10月の入院対象年齢の拡大および県内現物化に向けても遺漏のないよう適切に対応する。	◎	該当者に適切に医療費の一部負担金を支給するとともに、令和4年10月からの入院対象年齢の拡大(高校卒業まで)および県内現物化にも適切に対応した。
ひとり親家庭助成事業	低所得のひとり親家庭に対し、児童扶養手当の支給、ひとり親家庭医療費の支給、家賃助成等を実施する。	ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、丁寧な相談および情報提供に努め、経済的支援等が適切に行えるよう業務を遂行する。令和5年1月の県内現物化に向けても適切に対応する。	◎	低所得のひとり親家庭に適切に助成を実施するとともに、令和5年1月からの制度改正や県内現物化にも適切に対応した。
児童相談事業(児童虐待相談)	子育てのさまざまな悩みや心配ごとなどに対する相談を実施するとともに、児童虐待の早期発見や早期対応を図る。	子ども家庭総合支援拠点において、子育て家庭の相談に適切に対応するとともに、子育て世代包括支援センターや児童相談所、警察等との連携のもと、児童虐待の対応強化を図る。併せて、子どもの貧困対策についても取り組みを進める。	◎	子ども家庭総合支援拠点において電話・来室による家庭児童相談に対応するとともに、要保護児童対策地域協議会を中心に、児童相談所や警察等との連携のもと、児童虐待の対応を図った。

保育園事業	保育園において保育を必要とする子どもの保育を行い、子どもの健全な心身の発達を図るとともに、保護者に対する支援を行う。	安全で安心できる保育を実施するとともに、適切な保育を実施することで、児童の健全育成を図る。保護者からの子育てや子どもの発育発達に関する相談には、個別の支援を行うよう努める。	◎	大きな事故もなく安全に乳幼児をお預かりするとともに、児童の健全育成に努めた。併せて保護者の相談に応じるなどの支援を行った。
留守家庭児童保育事業	保護者の就労等により、放課後の保育を必要とする小学生の保育を行い、児童の健全な育成を図る。	安全・安心な生活・遊びの場となるよう適切な保育を実施するとともに、児童の健全育成を図る。また、公設については、夏休みからの学校休業日・土曜日の開始時間の繰り上げを適切に進めていく。	◎	安全に児童をお預かりするとともに、児童の健全育成に努めた。また、夏季長期休業日に合わせ学校休業中の開始時間の繰り上げを開始した。
保育の質の確保・向上に向けた取り組み	保育の質の確保・向上を図るため、巡回支援指導員による保育施設への支援および指導を行う。	今年度より配置した巡回支援指導員により、保育施設の保育内容等に対する保護者等からの相談に適切に対応するとともに、定期的な巡回支援指導や実地検査等により保育の質の確保・向上を図る。	◎	令和4年度より配置した巡回支援指導員により、保育園や留守家庭児童指導室の保護者または職員等からの相談等に対応するとともに、定期的な巡回支援指導や実地検査等により保育の質の確保・向上に努めた。
地域子育て支援センター事業	地域の親子を対象に、地域子育て支援センター事業を実施し、親子の交流や相談支援等を行う。	公設2か所、民間委託2か所の地域子育て支援センターについて、それぞれの施設の特色を生かしながら魅力ある事業を実施する。また、オンライン事業の実施を推進する。	◎	オンライン事業等も含め、4つの地域子育て支援センターそれぞれの特色を生かした事業を実施することができた。
利用者支援事業(保育・子育てコンシェルジュ)	保育施設や子育て支援事業の相談・情報提供を行う保育・子育てコンシェルジュ2名を配置し、相談に適切に対応する。	保育園の利用申し込みに関する相談や各種保育サービスの利用、子育て支援事業の情報提供等に関して、保護者の気持ちに寄り添ったきめ細やかな対応に努めるとともに、待機児童が生じないようマッチングに努める。	◎	保育園等の入園の相談などに関して、保護者の気持ちに寄り添いながら、きめ細やかな対応に努めるとともに、4月入園の申し込み時期の前に各地域で「保活講座」を実施した。
病児・病後児保育事業	家庭で保育ができない、病気や病気の回復期にある児童の一時的な保育を事業者へ委託して行う。	保護者が子育てと仕事の両立を図れるよう、病気や病気の回復期にある児童が、静かで安心して過ごせる環境を整える。	◎	病児保育における新型コロナウイルス感染リスクに対応するため、利用を大きく制限することになったが、原則、開設を続け、必要な方へ病児保育の提供を行った。また、年間を通じて、病児保育室だよりを発行し、感染症流行状況、予防策等の情報提供を行った。
新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯への支援	保育施設における新型コロナウイルス感染拡大防止に向け、適切な対応を図る。	保育施設においては、様々な感染拡大防止策を講じつつ、児童の健全な発育発達が阻害されないよう、工夫をした保育を実施する。	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・給付金支給事業について、適切に業務を遂行できた。 ・保育料軽減(日割りによる返金)については、対応時期が遅れてしまったが、適切に業務を遂行できた。 ・保育施設においても児童の健全な発育発達が阻害されないよう工夫して保育を行った。

令和4年度 課長方針 検証

部課	健康福祉部 介護保険室	室長	加藤 晶大
----	-------------	----	-------

課の運営方針
<p>○「みんなにあたたかく健康に生活できるまち」をまちづくりの基本目標として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第8期蕨市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者が住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らしていけるよう高齢者福祉サービスと介護保険サービスの充実を図る。 ・地域包括支援センターと連携して高齢者の介護予防や権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援などの「地域支援事業」を実施する。 <p>○市民に信頼される職員を目指して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親切・公正・迅速な窓口対応に努める。 ・常に問題意識をもって業務にあたり、日々自己研鑽に努める。

達成状況

- ◎…目標どおり、事業を進めている
- …目標をおおむね達成し、事業を進めている
- △…事業を一部進めているが、目標の達成には至っていない。
- ×…事業の実施に向け検討中。未達成。

主要事業			令和4年度主要事業の検証	
事業名	事業内容	目標	達成状況	取組み内容
地域支援事業の充実	在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業を推進する。	地域包括ケアシステムの構築を目指し、各事業を順次進めていく。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療・介護連携：医療介護関係者会議、関係者向け研修(多職種連携の会)、市民向け講演会(在宅医療講演会)の開催 ・生活支援体制整備：サポーター養成講座、お散歩ラリー開催 ・認知症総合支援事業：サポーター養成講座(6回)、サポーターフォローアップ講座、啓発イベント(映画上映会)開催
介護予防の推進	コロナ禍における介護予防を推進するとともに、地域包括支援センターを介護予防の推進拠点として、住民運営の通いの場を充実し、地域における自主的な介護予防活動の育成・支援を実施する。	「いきいき百歳体操」など介護予防事業の参加者を増やし、高齢者が要介護状態になることを予防すると共に、要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を図る。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・「いきいき百歳体操」再開支援、新規教室立ち上げ(3ヶ所)、サポーター養成講座、介護予防サポーター交流会、フレイル予防教室(全6回)の開催 ・「いきいき百歳体操」用の動画作成(YouTubeでの公開)

福祉連絡システムの見直し検討	自宅に設置する機器のボタンを押すと受信センターにつながり、相談やホームヘルパーの派遣、救急車の手配などの援助が受けられる。	導入条件である固定電話利用者の減少に対応できるよう、事業内容について検討する。	◎	令和5年度より固定電話回線がない方も無線型として利用可能となるよう、民間事業者へ一括して委託。サービス内容の大きな変更はなく、利用者負担もなし。令和5年度上半期まで機器の入れ替えに伴い並行稼働し、10月から完全移行する。
蕨市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定のための実態調査	第9期計画に向けて、一般高齢者、要介護認定高齢者、サービス提供事業者を対象にアンケート調査を行い、報告書を作成する。	高齢者の生活実態や介護サービスのニーズ等を把握し、第9期計画の基礎資料とする。	◎	アンケート実施 ・介護予防ニーズ調査 対象631件 回答600件 ・在宅介護実態調査 対象612件 回答565件 ・事業者向けアンケート 対象21件 回答12件
高齢者調査の実施	75歳以上の高齢者(3年度 8,766人)について、民生委員が訪問し緊急連絡先の確認等を行う。	民生委員が直接高齢者宅を訪問することにより、所在、安否の確認を行うとともに、支援の必要性を把握する。	○	・コロナ禍により、新たに75歳になられた方及び新規転入者を調査対象とした。 ・調査基準日9月1日の訪問対象世帯数は、711世帯・人数 740人。そのうち現住人数670人、不現住23人、実施不能33人、調査拒否14人。

令和4年度 課長方針 検証

部課	健康福祉部 交流プラザさくら	所長	野田 智之
----	----------------	----	-------

課の運営方針
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者と児童の世代を超えた交流を推進することにより、高齢者の福祉の増進と児童の健やかな成長を育む。 ・施設に包含される「老人憩の家みつわ苑」「南町児童館」「留守家庭児童指導室」の円滑な運営に資すると共に、それぞれの交流を含めた事業を展開する。 ・南町地区の福祉施設として、町会や団体・ボランティアや他の公共施設とも連携し、誰でも気軽に利用できるような環境の整備に努める。 ・手洗いの励行、手指の消毒、マスクの着用、定期的な換気等の新型コロナウイルス感染防止対策にしっかりと取り組む。

達成状況

- ◎…目標どおり、事業を進めている
- …目標をおおむね達成し、事業を進めている
- △…事業を一部進めているが、目標の達成には至っていない。
- ×…事業の実施に向け検討中。未達成。

主要事業			令和4年度主要事業の検証	
事業名	事業内容	目標	達成状況	取組み内容
老人憩の家みつわ苑事業	囲碁将棋サロン、童謡唱歌や体操講座など	高齢者の生きがいや、生涯学習を支援する。高齢者の仲間づくりの場をつくることで、地域の交流を活発にする。	○	会場となる部屋の人数制限は維持したまま、予定どおり各種講座を開催した。
南町児童館事業	児童一般利用、親子講座(ふれあい遊び・3B体操)、季節の催し(母の日・七夕・クリスマス会等)、乳幼児クラブ、にこにこ広場(月1回)	児童に健全な遊びの機会を与え、その健康を増進し、または情操を豊かにする。子育て相談などを通し、保護者が安心して子育てができるよう支援する。	○	会場となる部屋の人数制限は維持したまま、予定どおり各種講座を開催した。
世代間交流事業	クリスマスと早春のコンサート、手芸・工芸教室など	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者と児童がコラボレーションできる事業を企画し世代間交流を図る。 ・高齢者の持つ知識や技能を児童に伝授したり、楽しみを共有することで、児童と高齢者の親交を深める。 	○	会場となる部屋の人数制限は維持したまま、予定どおり各種コンサートや講座を開催した。

留守家庭児童 保育事業	保護者の就労等を保育の観点から支援するため、放課後において小学生の指導等を行う。	児童及び職員や施設内外の設備、用具等の衛生管理に努める。けがや事故などが起こらないよう指導に努めるとともに、管轄警察署などと連携し、連絡・通報体制を確立して安心・安全を確保する。	○	指導員の適切な指導により、大きな問題やケガ等の事故もなく、楽しく過ごす場の提供ができています。
交流プラザさくら まつり	昔のあそびコーナー、工作、パン販売、ショー、参加者抽選会等	多くの市民が集い、つながる、楽しい空間、「交流プラザさくらまつり」を開催することにより、地域の交流、世代間の交流を深める。ただし、新型コロナ対策により開催の可否および内容変更の検討を必要とする。	○	密を避けるため、人形劇やパントマイムショーを予約制として開催した。
新型コロナウイルス 感染防止対策	施設入口へのスタンド付非接触検温器(自動消毒液噴霧一体型)や、トイレ各個室への便座クリーナーの設置などを実施する。	利用者が安心して交流プラザさくらを利用できるよう、施設における新型コロナウイルス感染防止対策に取り組む。	◎	予定どおり設置を完了した。

令和4年度 課長方針 検証

部課	健康福祉部 福祉・児童センター	所長	越 正男
----	-----------------	----	------

課の運営方針
<p>○子どもを育てる家庭を支援し、児童の健全育成を図るため、子どもたちが健やかに育つ環境を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童センター・児童館が、子どもの遊びの拠点として、安全に安心して過ごせる居場所を提供する。 ・子どもたちが楽しめるような事業を展開し、環境の整備を行う。 ・子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援する。 ・常に笑顔で対応し、利用者の気持ちに寄り添ったきめ細やかな対応に努める。 ・手洗いの励行、手指の消毒、マスクの着用、定期的な換気等の新型コロナウイルス感染防止対策にしっかりと取り組む。

達成状況

- ◎…目標どおり、事業を進めている
- …目標をおおむね達成し、事業を進めている
- △…事業を一部進めているが、目標の達成には至っていない。
- ×…事業の実施に向け検討中。未達成。

主要事業			令和4年度主要事業の検証	
事業名	事業内容	目標	達成状況	取組み内容
乳幼児子育て支援事業	年齢別乳幼児クラブ(北町児童館を除く)、つどいの広場「にこにこ広場」、お誕生日会、季節の催し(七夕・クリスマス・節分等)など	乳幼児を対象とした活動を実施し、参加者同士で交流できる場を設け、子育ての交流を促進する。また、子育てへの不安や悩みに気軽に相談できるよう子育て支援活動を実施し、地域における子育て家庭を支援する。	◎	乳幼児クラブなどの集団指導においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、人数制限などを行いながらおおむね計画どおり実施することができた。児童厚生員は利用者の声に寄り添いながら一人ひとり丁寧な対応を心がけ、くつろいでもらえる居心地の良い空間作りに努めた。また、乳幼児親子が集う「にこにこ広場」では参加者同士が交流できるよう必要な支援を行うことができた。

小学生以上対象事業	子どもたちが楽しめる遊びの場の充実、夏休みの自由研究に活用できる創作活動や書初め、ダンスなどの学習や体験活動	子どもたちが安全に安心して過ごせる居場所として、環境づくりに努めるとともに、健全な遊びや自発的な活動を通して、自主性・社会性・創造性を身につけられるよう必要な支援を行う。	◎ 小学生や中高生が放課後や休日に気軽に遊びに来られる雰囲気づくりに努め、季節のイベント事業も各児童館が創意工夫して盛り上げることができた。そうした中で、児童厚生員が遊び及び生活の場での継続的な関わりを通して、適切な支援をし、子ども同士が遊びを通じて成長し合えるように支援することができた。
地域等との連携推進	地域の有志指導者・組織等と連携を図り、ベビーマッサージ・運動遊び・習字・工作・ダンス等の各種教室や講座、絵本や紙芝居等の読み聞かせ、人形劇・コンサート・地域交流イベント等を実施する。	地域住民や団体・NPO、関係機関と連携を図り、協力して活動するなど、子育て支援に関するネットワークを築き、地域全体で子育てしやすい環境づくりを進める。	○ 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、地域交流イベント「子育て支援フェスタ子どもまつり」は3年連続で中止となるが、地域の指導者等を講師に招いての各種講座や教室は計画通り実施することができた。
新型コロナウイルス感染防止対策	トイレの手洗い蛇口の自動水栓化や小便器の自動洗浄、施設入口への非接触検温器の設置などを整備する。	利用者が安心して児童センター・児童館を利用できるよう、施設における新型コロナウイルス感染防止対策に取り組む。	◎ 国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した施設内感染対策に資する消耗品や備品購入等の整備を各館の実情に応じて取り組むことができた。

令和4年度 課長方針 検証

部課	健康福祉部 老人福祉センターけやき荘	所長	岡本 啓太郎
----	--------------------	----	--------

課の運営方針
<ul style="list-style-type: none"> ・手洗いの励行、手指の消毒、マスクの着用、定期的な換気等の新型コロナウイルス感染防止対策にしっかりと取り組む。 ・高齢者の生きがいづくり等に応じた各種講座を開催し、教養の向上及び健康の保持・増進を支援するとともに、更なる住民交流を育む。 ・けやき荘利用者連絡会を支援・育成し、各クラブの活動を充実させるとともに施設の利用促進を図る。 ・高齢者の憩いの場として安全で快適な施設環境を整える。

達成状況

- ◎…目標どおり、事業を進めている
- …目標をおおむね達成し、事業を進めている
- △…事業を一部進めているが、目標の達成には至っていない。
- ×…事業の実施に向け検討中。未達成。

主要事業			令和4年度主要事業の検証	
事業名	事業内容	目標	達成状況	取組み内容
けやき荘まつり	けやき荘の講座、クラブの活動成果を発表する。	成果発表を目標にすることで、自身のやり甲斐と満足度を高めてもらうとともに、利用者間の交流を育む。	○	新型コロナウイルス感染拡大防止に留意し、3年振りに開催した。地域の方やけやき荘利用者等の学習成果発表会や作品展示等を実施し、地域活力の向上や生涯学習の推進を図ることができた。
けやき荘講座	書道、茶道、健康体操、童謡唱歌、ペン習字、俳画、民舞踊、手話ダンス、やさしいフラダンス、カラオケの10講座を月2回、年間を通して開催する。	新型コロナウイルス感染防止に留意しながら、施設利用世代の要望を反映した講座を展開し、住民の教養の向上や健康づくり、住民交流を推進する。	○	新型コロナウイルス感染拡大防止に留意し、実施することができた。
けやき荘利用者連絡会の支援	けやき荘まつりの開催や塚越地区生涯学習フェスティバルの参加、けやき荘利用ルール等について、連絡会の円滑な運営を支援する。	新型コロナウイルス感染防止に留意しながら、各種団体や利用者が、日頃の活動の成果を発表できる機会を設けるとともに、高齢者の憩いの場となる施設としての環境づくりを進める。	○	新型コロナウイルス感染拡大防止に留意し、けやき荘まつりや新春かるた大会、年末大掃除等を実施し、その開催方法等について利用者連絡会において協議した。
新型コロナウイルス感染防止対策	トイレの手洗い蛇口の自動水栓化や施設入口への非接触検温器の設置などを整備する。	利用者が安心してけやき荘を利用できるよう、施設における新型コロナウイルス感染防止対策に取り組む。	◎	新型コロナウイルス対策として、けやき荘内トイレの手洗い蛇口水栓自動化や小便器自動洗浄化修繕を行った。

令和4年度 課長方針 検証

部課	健康福祉部 保健センター	所長	安治 直尚
----	--------------	----	-------

課の運営方針
<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスワクチン接種について、プロジェクト・チームを設置し、全庁一丸となった執行体制のもと、医師会等の協力を得ながら、安全かつ円滑な接種に全力で取り組む。 ・新型コロナウイルスについて、国・県の動向を踏まえ、ホームページ等を通し、速やかに市民へ情報提供を行うなど、感染症予防の周知啓発を図る。 ・特定保健指導の実施に関してアウトソーシングを行い、対象者が参加しやすい環境を整備し、実施率の向上に努める。 ・ウォーキングと中強度の運動による健康づくりと埼玉県健康マイレージ事業との連携による「健康長寿蕨市モデル」事業を推進する。 ・子育て世代包括支援センターでは、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目なく、一人ひとりに寄り添った支援を行っていく。 ・産婦健診・産後ケア事業を新たに実施し、初期段階における支援を必要とする産婦の把握、産後うつ予防に努める。

達成状況

- ◎…目標どおり、事業を進めている
- …目標をおおむね達成し、事業を進めている
- △…事業を一部進めているが、目標の達成には至っていない。
- ×…事業の実施に向け検討中。未達成。

主要事業			令和4年度主要事業の検証	
事業名	事業内容	目標	達成状況	取組み内容
新型コロナウイルスワクチン接種事業	新型コロナウイルス感染症による死亡者や重症者の発生を減らし、新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図るため、ワクチン接種事業を行う。	安全かつ円滑な接種の推進を図り、政府が予定する期間内に希望する市民が接種できるよう全力を尽くす。	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・蕨市における新型コロナワクチンの接種状況(令和5年3月31日現在) ・対象者全体 1回目 62,145人(85.3%) 2回目 61,794人(84.8%) 3回目 49,663人(72.0%) 4回目 32,038人(46.5%)。オミクロン株対応ワクチン(3-5回目)46.5%。
第2次わらび健康アップ計画(健康増進計画・食育推進計画)の推進	第2次「わらび健康アップ計画」に基づき、市民や地域の取組と広く連携をはかることで、市民全体の健康づくりおよび食育を推進する。	「すべての市民が健康度をアップして、健康密度も日本一へ」の基本理念に基づき、生活習慣病の予防のための健康づくりや、ライフステージに応じた身体とこころの健康づくりなどを行い、健康寿命の延伸を図る。	◎	「自らの健康は自らがつくる」という意識の向上を図るため、埼玉県コバトン健康マイレージとの連携など、健康づくりへのインセンティブの導入を図ることができた。

健康長寿事業	筋力アップトレーニング及び毎日8,000歩・中強度の歩行20分の運動と、埼玉県健康マイレージ事業との連携による健康施策(健康長寿蕨市モデル事業)を実施。	若い世代や健康づくりにあまり関心のない市民の参加を促し、多くの市民が「自らの健康は自分でつくる」という意識を持って、健康づくりに継続的に取り組めるよう事業を推進する。	○	健康長寿蕨市モデル事業の目標数は500名で、令和5年2月末日現在の参加者は1,641名(歩数計:250名・スマホ;1,391名)。
子育て世代包括支援センター母子保健型事業	妊娠の届出等の機会を通して得た情報を基に、面接や電話等により妊産婦等の身体的・精神的状態、生活環境等を継続的に把握することや、妊産婦等の支援台帳を作成し、必要に応じて、個別の妊産婦等を対象とした支援プランの策定などを行う。	妊産婦並びに子ども及びその保護者に対し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を、母子保健施策と子育て支援施策がそれぞれの機能ごとに役割分担しつつ、必要な情報を共有しながら一体的に支援を行う。	○	蕨市では、妊娠届け出先が3か所(保健センター、市民課、東公民館)であるため直接会えない妊婦がいることから、すべての妊婦と面談等ができるよう調整している。出産・子育て応援事業開始後は、経済的支援と伴走型相談支援の一体的実施により、面談する機会を確保している。
母子保健事業	乳児家庭全戸訪問指導、新生児・産婦訪問指導やパパママ講座、乳幼児の各種健診などを行う。	親子の心身の状況や養育環境を把握したうえで保健指導を行うとともに、育児に関する情報を提供し不安の解消を図る。また、支援の必要な家庭に対し、適切なサービス提供に結び付ける。	○	乳児家庭全戸訪問指導、新生児・産婦訪問指導については、対象者のほとんどを訪問しており事業目的をおおむね達成した。
成人保健事業	保健師による健康に関する相談や、栄養士による栄養相談を行う。また、生活習慣病予防やメンタルヘルスに関する健康教育を行うなど、健康に係る講座の実施を行い、市民の健康意識を高める。	特定保健指導の実施率向上にむけ、アウトソーシング(外部委託)を活用し、効果的・効率的な特定保健指導の実施を行う。	○	特定保健指導については、令和3年度より事業委託により実施し、電話勧奨の回数を増やし、土日・夜間を含めて面接日の拡充を図るなどの利用しやすい対策を取り、受診率向上の取組を行っている。令和3年度受診率13.0%、令和4年度受診率14.6%。

がん検診等事業	健康増進事業のがん検診や骨粗しょう症検診などを行う。一定年齢に達した人を対象に無料クーポン券を発行する個別勧奨がん検診(乳がん・子宮頸がん)を実施する。	「蕨市がん検診等統合受診券」を対象者に個別通知するなど、受診しやすい実施方法や広報啓発活動を通じて、がん検診受診率の向上に努める。	○	がんに対する正しい知識や、がんのリスクを高める要因に関する生活習慣の改善、がん患者への理解を深めていけるよう、市の広報やイベント等を通じて、普及・啓発を行うことができた。
歯科保健事業	「蕨市歯科口腔の健康づくり推進条例」の基本的施策に沿った事業展開を行う。定期年齢対象者に対する歯周疾患予防のための検診及び虫歯予防として行うフッ化物塗布事業や妊婦歯科健診を行う。	歯科口腔の健康づくり推進に関しては、健康寿命の延伸に寄与することから、全身の健康につながる「歯と口腔の健康づくり」について、周産期を含めた乳幼児期から高齢期までのライフステージを通じ継続的に取り組む。「20歳の歯科疾患予防推進事業」については、成年式等での周知啓発に努める。	○	30歳～70歳の節目年齢対象者に対する歯周疾患予防のための検診については、歯科医師会の協力により恒常的に実施できている。
予防接種事業	予防接種法に基づく定期接種の各ワクチン接種を医療機関に委託し、個別に接種する方式で行う。また、予防接種に関する相談も行う。	接種を受けた個人に免疫を付けることにより感染及び発症の予防、症状の軽減化を図る。また、感染症の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進を図る。近年定期接種の種類も増えてきているので、HP等で紹介し、受診率の向上に努める。	○	各ワクチン接種を医療機関に委託し個別に接種する方式を採用しており、医療機関から委託料の請求が規定期日までに行われ、市が支払うというルーティーンが確立されている。HP等で周知し、接種率の向上に努めている。
精神保健福祉事業	精神障害者保健福祉手帳の交付・自立支援医療申請事務、相談支援事業を行う。	精神障害者が地域で安心して自立した生活ができるよう相談支援事業所と連携を図りながら、相談支援事業の充実に努める。	○	相談支援事業所との連携により事業の提供については進められているが、精神障害者保健福祉手帳の交付も年々増えてきており対応事例も多くなっている。